

京都市教育委員会教育長告示第4号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所します。

平成25年6月27日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
平成25年8月12日(月)から同月16日(金)まで、平成25年12月27日(金)及び平成26年1月6日(月)	午前9時から午後5時15分まで

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成25年7月27日(土)、8月3日(土)、同月10日(土)、同月17日(土)及び平成26年3月29日(土)
----------	--

(総合教育センター研修課)